

豊橋市監査公表第20号

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づき執行した財務監査（定例監査）並びに同条第2項の規定に基づき執行した行政監査の結果に関する報告を、同条第9項の規定によりその結果を公表します。

令和6年3月27日

豊橋市監査委員	古池弘人
同	野口洋
同	古関充宏
同	川原元則

定例監査等の結果について

第1 監査の対象

収入・支出事務、契約事務、財産管理等財務事務及び所管する個別の事務事業

上下水道局

総務課、浄水課、下水道施設課

第2 監査の実施場所及び日程

監査の区分	実施場所	日程
監査委員事務局による予備監査	上下水道局及び 監査委員事務局執務室	令和5年12月28日～令和6年2月22日
監査委員による監査	監査委員室	令和6年2月26日

第3 監査の方法

豊橋市監査基準に準拠して、収入・支出事務、契約事務、財産管理等財務事務及び所管する個別の事務事業について抽出し、問題点を検証するとともに、事務事業が適正かつ効率的に行われているかどうか、また、経済性が発揮されているかどうかに主眼をおいて監査を実施した。

第4 監査の結果

以上のとおり監査した結果、監査の対象となった事務が重要な点において、法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を上げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていると認められたものの、次のとおり3件の指摘事項及び3件の意見が見受けられた。

指摘事項

1 決裁権者について

- (1) 小鷹野浄水場及び多米配水場用地の使用許可に係る決裁において、使用料の免除についても併せて決裁しているが、次長専決とすべきところを課長専決としていた事例が見受けられた。また、入札執行の決裁においても、局長専決とすべきところを課長専決としていた事例が見受けられたので、決裁規程にのっとり適正な事務処理をされたい。
- (2) 下水道敷地等の占用許可に係る決裁において、占用料の減免についても併せて決裁しているが、次長専決とすべきところを課長専決としていた事例が散見された。また、予定価格の決定においても同様に、次長専決とすべきところを課長専決としていた事例が散見されたので、決裁規程にのっとり適正な事務処理をされたい。

2 占用許可の事務処理について

公共下水道敷地等占用許可書において、許可書の名称、根拠条例の記載について公共下水道と地域下水道を誤っている事例が散見された。令和2年度の定例監査結果の意見を受けて措置通知を提出したにもかかわらず、再度の不備が発生したことを重く受け止め、再発防止に向けた実効性のある取組を全職員で共有して適正な事務処理をされたい。

意見

1 小池給水所跡地売却手続について

小池給水所跡地売却において、境界確定等を行ったところ水路構造物の越境が分かったため、関係課と調整したものの協議書を作成していなかった。その後、認識の相違が判明したため、年度内売却のための公告には至らなかった。この間、不動産鑑定評価書を作成しており、次年度売却時には、新たに不動産鑑定評価額に対する意見書作成に係る費用も発生することから、合意した内容を記録に残すなど、適切な事務処理に努められたい。

2 工事保険について

下条給水所第3水源掘替工事において、設計書に不適切な工事保険を指定していたので、付すべき保険については正しく示すよう、適切な事務処理に努められたい。

3 特記仕様書について

大山中継ポンプ場応急本工事（機械設備・災害復旧）において、契約約款第52条（契約不適合責任期間等）に示されている期間と特記仕様書第9条（保証及び保証期間）に示されている期間について齟齬が見受けられたので、適切な事務処理に努められたい。